

京都市告示第240号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

令和元年7月12日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
小林練染工場	京都市上京区笹屋町通浄福寺西入笹屋町二丁目564番, 565番
飯田邸	京都市中京区麩屋町通四条上る柵屋町524番
津田邸	京都市伏見区中油掛町95番1, 97番
廣田邸	京都市中京区新町通姉小路下る町頭町111番 京都市中京区三条通新町西入釜座町34番
俵診療所	京都市中京区柳馬場通蛸薬師下る十文字町438番1, 438番2
筈井邸	京都市上京区日暮通丸太町下る南伊勢屋町772番
西川油店	京都市下京区油小路通下魚ノ棚下る油小路町294番1, 294番4
竹内邸 (旧丹定米穀店)	京都市中京区夷川通室町東入巴町90番 京都市中京区両替町通夷川下る北小路町94番
魚三樓	京都市伏見区京町三丁目188番1, 187番1, 186番1
太平治家	京都市左京区北白川下池田町142番, 143番11, 143番12, 138番2

(都市計画局都市景観部景観政策課)